

青空

薬物乱用防止教室号

令和6年10月9日発行

大内中学校 保健室

10月3日（木）の2時間目に薬物乱用防止教室を行いました。今年度は、スポーツファーマシストであり、芳賀郡内で学校薬剤師もされている小林 郁夫先生と本校の学校薬剤師である大類 順子先生から、『薬物乱用は「ダメ、ゼッタイ」アンチドーピングとは？』という題でお話を聞きました。

違法薬物を中心とした普段の講話とは違った視点で、薬物の使用について考える機会になったのではないかと思います。

薬物乱用防止教室の概要・様子



①薬物乱用とは

社会のルールから外れた方法や目的で薬物を使うこと。薬物乱用で受けた体（特に脳）へのダメージは、元の状態には戻りません。

②ドーピングとは

「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のこと。意図的であるかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めてドーピングと呼ぶ。

③なぜ、アンチ・ドーピングが必要か

ドーピングが蔓延すると、フェアなスポーツが成立しなくなり、スポーツの持つ多様な価値を失ってしまうから。



